

固定資産現所有者兼相続人代表者申告書

年 月 日

(あて先) 相生市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、相生市税条例第48条の3の2の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。
 また、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、あわせて申告します。

申告者 (現所有者)	氏名	フリガナ -----	固定資産課税台帳の所有者(被相続人)との続柄	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話 ()	—
	個人番号	又は法人番号		
所有者 (被相続人)	氏名	フリガナ -----	死亡年月日	
	死亡時の住所			

※以下の欄には現所有者及び相続人代表以外の相続権を有する全ての方を記入してください。

申告者 (現所有者)及び代表者以外の相続人	氏名	フリガナ -----	固定資産課税台帳の所有者(被相続人)との続柄	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話 ()	—
	個人番号	又は法人番号		
	氏名	フリガナ -----	固定資産課税台帳の所有者(被相続人)との続柄	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話 ()	—
	個人番号	又は法人番号		
	氏名	フリガナ -----	固定資産課税台帳の所有者(被相続人)との続柄	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話 ()	—
	個人番号	又は法人番号		
	氏名	フリガナ -----	固定資産課税台帳の所有者(被相続人)との続柄	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話 ()	—
	個人番号	又は法人番号		

記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

(裏面あり)

相続登記について	<input type="checkbox"/> 完了済 ・ <input type="checkbox"/> 予定あり(年 月頃) ・ <input type="checkbox"/> 予定なし)
遺産分割協議書・遺言などについて	<input type="checkbox"/> あり(遺産分割協議書、又は遺言証書「公正証書」の写しを添付してください。) <input type="checkbox"/> なし

資産などの所在が分かる場合には、ご記入ください。

固定資産の表示等	区分	所在	地番又は家屋番号
	土地・家屋		

申告者の方へ

- ・この申告は、死亡者名義の固定資産の現所有者及び相続人代表を指定していただくものであり、不動産の権利関係を定めるものではありません。
- ・記入いただいた資産のほかに未登記のものがあれば、別途、所有者の変更申請が必要です。
- ・相続登記については、すみやかに行っていただくようお願いいたします。

【参考】地方税法

第三百八十四条の三

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

第九条の二

納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。)においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があった場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。